

# ご契約時の留意事項

記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり 約款」に記載していますのでご確認ください。

①②③…の番号は、留意・補足事項の番号に対応しています。

## 1 主契約について

お支払いする 保険金など	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額
教育資金①	<p>お子さまが次の満年齢に達した日以後最初に到来する10月1日に生存しているとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>満18歳(ただし、誕生日が10月2日から4月1日の間にあるお子さまについては満17歳)</li> <li>満19歳(ただし、誕生日が10月2日から4月1日の間にあるお子さまについては満18歳)</li> <li>満20歳(ただし、誕生日が10月2日から4月1日の間にあるお子さまについては満19歳)</li> </ol>	基準保険金額
満期保険金	保険期間の満了時にお子さまが生存しているとき	基準保険金額
死亡給付金	お子さまが保険料払込期間中に死亡したとき	死亡給付金表表1により計算される死亡給付金額
	お子さまが保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	<p>次のいずれか大きい方の金額</p> <p>ア. 「死亡給付金表表1」により計算される死亡給付金額」－「すでに支払事由が発生した教育資金の合計額」</p> <p>イ. お子さまが死亡した日の積立金②相当額</p>

表1 死亡給付金表

死亡給付金額は、次によって計算される金額を基準とします。

$$\text{月掛保険料相当額③} \times \text{経過年月数④}$$

## 保険料の払込免除について

●ご契約者が保険料の払込免除事由に該当したときは、該当日の直後に到来する月単位の契約応当日以降の保険料のお払込みは免除され、保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。

●保険料の払込免除事由は下記のとおりですが、現在はI型のみ取扱っています。

保険契約の型	保険料の払込免除事由
I型	・死亡または所定の身体障害表の第1級・第2級の障害状態に該当したとき
II型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡または所定の身体障害表の第1級・第2級の障害状態に該当したとき</li> <li>・責任開始日⑤⑥から90日を経過した後に、所定の悪性新生物(がん)⑦と医師によって診断確定されたとき⑧</li> </ul>

## 代理請求について

●ご契約者が請求者となる場合で、ご契約者本人が保険料の払込免除を請求できない特別な事情がある場合表2に、承継保険契約者をご契約者に代わって保険料の払込免除を請求することができます。

表2 ご契約者本人が保険料の払込免除を請求できない特別な事情がある場合

- ・事故や病気で寝たきりなどの状態になり、ご請求を行なう意思表示が困難である場合
- ・傷病名の告知を受けていないため、請求できない場合
- ・その他上記に準じる場合

●確実にご請求いただくために、ご契約者は、承継保険契約者へあらかじめ「ご契約の内容」および「ご契約者に代わって保険料の払込免除を請求できること」を必ずお知らせください。

## 出生前加入について

- お子さまの出生予定日の140日前からご契約いただけます。
- 流産または死産などによりお子さまが出生しなかったときは、ご契約は無効となり、すでに払い込みいただいた保険料をご契約者に払い戻します。

### 留意・補足事項

- ① 教育資金は、特にお申し出のない場合、当社所定の利率で自動的に積み立てられます。この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。
- ② 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。
- ③ 基準保険金額に対応する一般の保険料率で計算した月掛保険料のことをいいます。
- ④ 保険料払込期間中は契約日からお子さまの死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日（毎月1日）の前日までの経過年月数、保険料払込期間満了後は契約日から保険料払込期間満了時までの年月数とします。
- ⑤ ご契約上の保障が開始される日のことをいいます。
- ⑥ 復活が行なわれた場合は、復活の際の責任開始日とします。
- ⑦ **非浸潤性の悪性新生物、上皮内新生物、皮膚がんは対象とはなりません**（ただし、皮膚の悪性黒色腫は対象となります）。
- ⑧ **診断確定された時期が責任開始日から90日以内の場合には**、保険料のお払込みを免除せず、保険契約の型をI型に変更します。この場合、所定の金額をご契約者に払い戻します。

## 2 基準保険金額に応じて適用される保険料率について

- 基準保険金額に応じて、下記のとおり保険料の割引があります①。

基準保険金額	基準保険金額10万円あたりの割引額②
70万円以上	30円
70万円未満	(割引はありません)

### 留意・補足事項

- ① 減額により、**基準保険金額が小さくなった場合は、保険料が割高となる場合があります。**
- ② 保険料払込みの方法（回数）が月掛の場合の金額です。保険料払込みの方法（回数）が新半年掛の場合は6倍、新年掛の場合は12倍の金額となります。

## 3 配当金について

- この保険には、配当金はありません。

## 4 その他留意事項

- 契約日におけるご契約者および被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。
- この保険は、被保険者おひとりにつき1件のみご加入いただけます。
- この保険は、ご契約をお引受しますと「ご契約締結内容通知書」などをお送りします。保険証券の発行はありません。
- この保険は、**転換制度のご利用、延長定期保険・払済保険への変更のお取扱いはしていません。**
- この保険は、**保険期間・保険料払込期間の変更および主契約の増額などのお取扱いはしていません。**

## 税金について

- 教育資金、満期保険金は、雑所得として所得税①の課税対象となります。**

計算式

お支払いする教育資金（または満期保険金）－必要経費<sup>※1</sup>＝雑所得

※1 必要経費＝必要経費割合<sup>※2</sup>×お支払いする教育資金（または満期保険金）

※2 必要経費割合＝総払込保険料÷教育資金・満期保険金の受取総額

- ご契約者が死亡したときは、生命保険の権利が相続財産として相続税の課税の対象となります。その後、教育資金・満期保険金をお受け取りになったときは、相続税の課税対象となっていない部分が雑所得として所得税の課税対象となります。

### 留意・補足事項

- ① 所得税に加えて、復興特別所得税および住民税が課税されます。

**税務の取扱いについては2022年2月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。**